

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	製造所等の使用停止命令		
根拠法令及び条項	消防法第12条の2第2項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) (製造所等の許可の取消し等) 消防法第12条の2第2項 市町村長等は、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号の1に該当するときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、期間を定めてその使用の停止を命ずることができる。 1 第11条の5第1項又は第2項の規定による命令に違反したとき。 2 第12条の7第1項の規定に違反したとき。 3 第13条第1項の規定に違反したとき。 4 第13条の24第1項の規定による命令に違反したとき。		
処分基準 設定年月日	平成27年2月1日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	消防局 予防課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。